

## 墨田区\_表面

- (注4) 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注5) 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注6) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- (注7) 必要な書類に係わる手数料は、ご自身の負担となります。

**4. 被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について**  
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、区の窓口までお問い合わせください。

**5. 責任開始期**  
保険責任は保険期間初日の平成24年4月1日午前0時に始まります。

**6. 保険金をお支払いできない主な場合**  
本リーフレットの「補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】」をご確認ください。

**7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等**  
この保険から脱退（解約）される場合は、区の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分はその効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金がお支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

**8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結**  
この保険契約は損害保険会社2社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
株式会社損害保険ジャパン（幹事会社）	90%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10%

**9. 保険会社破綻時の取扱い**  
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

**10. 個人情報の取扱いについて**  
○保険契約者（墨田区）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。  
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。  
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

### 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- ① 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。
- 補償の内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合）
  - 保険期間（保険のご契約期間）
  - 保険金額（ご契約金額）
  - 保険料・お支払方法（保険料払込方法）・満期返れい金・契約者配当金の有無
- ② ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください）。
- 加入申込書の住所や保険加入者氏名に誤りがないかどうかをご確認ください。
  - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- ③ お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただけましたか。
- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

**事故連絡先：**  
株式会社損害保険ジャパン 本店火災新種サービスセンター部団体第2SC課区民交傷担当  
〒163-0524 新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル24F  
TEL 03-5321-2740 ◆平日/午前9時から午後5時まで  
FAX 03-5321-2527  
(事故サポートデスクフリーダイヤル) 0120-727-110 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで  
◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間  
事故にあわれたら軽いケガでもおそろかにしないで、必ず警察へ事故の届けをし、自動車安全運転センターまたは交通機関の責任者が発行する交通事故証明書の申請手続きを行ってください。

### 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン（幹事会社） 東京公務開発部 営業開発課  
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1  
TEL:03-3349-6018 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)  
FAX:03-3348-7450
- 指定紛争解決機関 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
電話番号0570-022808[ナビダイヤル](受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで) 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://sonpo.or.jp/)

※このリーフレットは、概要をご説明したものです。詳しくは区役所の窓口または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
※加入者証兼領収証は大切に保管してください。

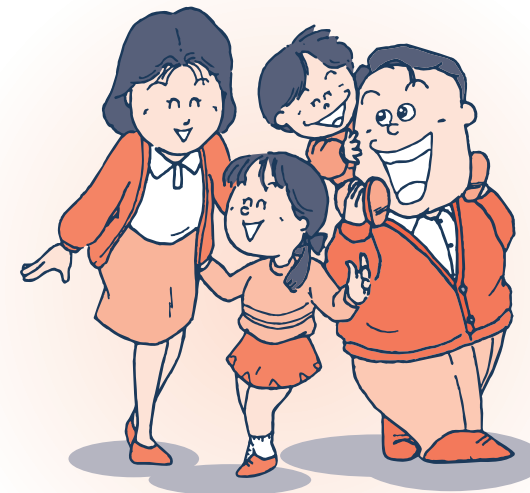
(SJ11-07438,平成23年11月2日作成)

## 少ない保険料で大きな補償

# 区民交通傷害保険

平成24年度用

ごあんない



## 墨田区

※ご加入対象者は、平成24年4月1日時点で墨田区にご住所のある方および在勤者です。

この「リーフレット」は「加入者証兼領収証」と一緒に大切に保管しましょう。

## 区民交通傷害保険とは？

区民交通傷害保険は、各区（裏面掲載区）が窓口となっている保険です。少額の保険料で加入していただき、自動車、オートバイなど様々な交通機関による交通事故にあわれた場合に、入院や通院治療日数と通院治療期間に応じて保険金をお支払いする制度です。

## 自転車賠償責任プランとは？

区民交通傷害保険の各コース（A～C）に300円の保険料をプラスすることにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にもこのリーフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。

### この保険のあらまし（契約概要のご説明）

#### ■商品の仕組み

市民交通傷害保険普通保険約款に区民交通傷害保険特約と自転車および車いすによる賠償責任補償特約（自転車賠償責任プランのみ）をセットしたものです。

#### ■保険契約者

墨田区

#### ■保険期間

平成24年4月1日午前0時から平成25年3月31日午後12時までの1年間となります。

#### ■引受条件（保険料、保険料払込方法等）

- 加入対象者 保険開始時点で墨田区に住所のある方および在勤者（他区での加入者は除きます。）なら加入でき、年齢や職業による制限はありません。
- 被保険者 加入申込書「保険加入者氏名」欄に記載されている方となります。
- 中途加入 保険期間中途での加入はできません。
- 中途脱退 この保険から脱退（解約）される場合は、区の区民交通傷害保険窓口にご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 加入方法と申込期間

加入申込書に住所、氏名等の必要事項をご記入のうえ下記の窓口で保険料をお支払いください。

①区のだめる金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局)  
(金融機関でのお申し込みは、平成24年3月23日まではです。)

②区の区民交通傷害保険窓口  
(区役所窓口でのお申し込みは、平成24年3月30日まではです。)

※1 記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

※2 10人以上の団体加入は、区役所区民交通傷害保険窓口で受け付けます。詳しくは、区窓口までお問い合わせください。

### 継続手続きを忘れずに!!

この保険は1年契約ですので契約の期限に十分注意し、忘れずに継続手続きを済ませましょう。

## コースの種類と保険料(保険料は掛捨て)

[保険期間1年間]

次の6つのコースから1つのコースを選んでご加入ください。  
※複数のコースへの加入はできません。

(保険金額は最高600万円を超えることはできません。)

コース	補償内容	年額保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害Aコース	800円	150万円
B	区民交通傷害Bコース	1,400円	350万円
C	区民交通傷害Cコース	2,600円	600万円
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償プラン	1,100円	150万円(交通傷害) +1,000万円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償プラン	1,700円	350万円(交通傷害) +1,000万円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償プラン	2,900円	600万円(交通傷害) +1,000万円(自転車賠償)

自転車賠償責任プラン(AJ~CJ)の保険料は区民交通傷害保険の各コース(A~C)に300円をプラスした金額です。

## 区民交通傷害保険の窓口

墨田区 区民活動推進課 (区役所14階)

電話 03-5608-6196 (直通)

●区民交通傷害保険実施区(平成23年10月1日現在)  
港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 渋谷区 豊島区 北区 荒川区 練馬区

## 補償の内容

[保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

### 1. 保険金をお支払いする主な場合

#### <区民交通傷害>

日本国内外を問わず、車両(自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、人の力や他の車両によりけん引される車、トロリーバス、汽車、電車、モノレール、ロープウェイ、ケーブルカー、気動車、航空機、船舶等を含みます。)による下記の交通事故によりケガをされた場合にお支払いします。※1

- ①搭乗※2している車両の衝突・つい落・転覆・火災・爆発等
- ②搭乗している車両からの転落
- ③車両に搭乗していない場合の運行中の車両との衝突・接触等

車にはねられた		旅客船が沈没して死亡した		車を運転中にぶつかりケガをした	
ケガをした		旅客機がつい落ちて死亡した		車が衝突しケガをした	

※1 キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、スケートボード、三輪車(幼児用)等は除きます。

※2 「搭乗」とは正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(隔壁等により通行できないよう仕切られた場所を除きます。)に搭乗している間をいい、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

#### ●お支払いする主な保険金

- 事故によりケガをされ、亡くなられたとき(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。)
- 事故によりケガをされ、重度後遺障害を永久に残した場合(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を生じた場合に、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。)
- 事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ医師の治療を受けた場合は、事故の発生の日から平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった日までの治療期間に対し、次の区分による金額を医療保険金としてお支払いします。

等級	交通事故における障害の程度	加入コース別保険金額		
		A	B	C
1	死亡または重度障害	150万円	350万円	600万円
2	180日以上継続入院治療	34万円	60万円	120万円
3	90日以上継続入院治療	23万円	35万円	65万円
4	60日以上継続入院治療	15万円	23万円	35万円
5	治療期間180日以上かつ治療実日数90日以上	9万円	13万円	20万円
6	治療期間90日以上かつ治療実日数45日以上	7万円	10万円	15万円
7	治療期間30日以上かつ治療実日数15日以上	4万円	6万円	10万円
8	治療期間15日以上かつ治療実日数7日以上	2万円	3万円	5万円
9	治療期間15日未満または治療実日数7日未満	1万円	2万円	3万円

- ・医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からすべての傷害の医師の治療が終了した日までの期間を治療期間として適用します。
- ・2つ以上の等級に同時に該当する場合は、最上級の等級により医療保険金をお支払いします。

※重度後遺障害とは次のような場合をいいます。

- ①両眼が失明したもの。
- ②咀嚼やくよび言語の機能を廃したものを。
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- ⑤両上肢をひじ関節以上(注)で失ったもの。
- ⑥両上肢の用を全廃したものを。
- ⑦両下肢をひざ関節以上(注)で失ったもの。
- ⑧両下肢の用を全廃したものを。

(注)「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。  
※治療期間とは、「ケガをした日から平常の生活もしくは、業務に従事することができる程度に治癒した日まで」をいいますので、診断書の治療日数と必ずしも一致しません。  
※上記(1)~(3)の保険金は重複して支払うことができますが、保険期間を通じて「死亡または重度障害」の保険金額が限度です。  
※この保険は、健康保険、政府労災保険や賠償金などとは関係なくお支払いします。

#### <自転車賠償責任プラン>

日本国内において、自転車または身体障害者用車いすの所有・使用・管理に起因して、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に、下記損害賠償金および費用(訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は賠償責任の保険金額を限度とします(自己負担額はありせん。)。この特約における被保険者は、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は除きます。①本人 ②本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

保険金額	1,000万円
------	---------

- (1) 法律上の損害賠償金  
・身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料  
・財物賠償事故の場合 修理費など
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
- (3) 訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士費用 など

自転車運転中、車に傷をつけてしまった。	
自転車運転中、人にケガをさせてしまった。	

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。  
※賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。  
※補償内容が同様の他の保険契約がある場合には、補償に重複が生じることがありますのでご注意ください。

### 2. 保険金をお支払いできない主な場合

#### <区民交通傷害>

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤戦争、暴動(テロ行為を除きます。)等による事故
- ⑥被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑦競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
- ⑧被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失が原因で起きた事故による場合
- ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

#### <自転車賠償責任プラン>

- ①故意による賠償責任
  - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った賠償責任
  - ③戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる賠償責任
  - ④職務遂行に直接起因する賠償責任
  - ⑤同居の親族に対する賠償責任
  - ⑥心神喪失に起因する賠償責任
  - ⑦他人から借りたり、預かったりした物についての賠償責任 など
- ※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などはお支払の対象とはなりません。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

#### 1. クーリングオフ

この保険は墨田区を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象ではありません。

#### 2. ご加入に際して

- ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。加入申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいいます。この保険における告知事項は、他の保険契約等(※)の加入状況です。(※)傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

#### 3. ご加入後の留意点・保険金請求の手続きについて

- ご加入の後に住所等を変更される場合は、区の窓口にご通知いただく必要があります。

#### <事故にあったときは>

万一事故にあわれた場合は、ただちに最裏面に記載の事故連絡先までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### <保険金の請求方法>

事故連絡を受付後、保険会社から「保険金請求に必要な書類」が郵送されます。傷害の場合には治癒後に被保険者からすみやかにご請求いただきます。

必要な書類(交通傷害の場合)	傷	重度障害	死亡
① 傷害保険金請求書	○	○	○
② 領収証書(写)または加入者証(写)	○	○	○
③ 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身)、電車、船舶、飛行機の事故の場合は、その事業所の発行する人身の事故証明書	○	○	○
④ 医師の診断書(ただし8等級以下の場合は保険会社備付けの入院・通院申告書で可)	○		
⑤ 同意書(診断書内容に不明な点があった場合保険会社から病院等に照会する際に必要となります。)	○	○	○
⑥ 運転免許証(写)(自動車・原付運転中の事故のみ)	○	○	○
⑦ 労災指定医の発行した診断書(残存障害の程度が記載されているもの)		○	
⑧ 死体検案書または死亡診断書			○
⑨ 被保険者の戸籍謄本、除籍謄本			○
⑩ 法定相続人の戸籍謄本			○
⑪ 法定相続人の印鑑証明書			○
⑫ 法定相続人の委任状			○

#### ご注意

- (注1) 区民交通傷害保険では医師による治療を受けた場合を保険金のお支払いの対象としています。医師とは医師法に定める医師で具体的には病院、医院、診療所等のお医者様です。
- (注2) 保険金は被保険者の金融機関の口座に送金いたします。現金・小切手・為替などのお支払いはできませんのでご了承ください。
- (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。